

玄海原子力発電所 4号炉における
高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請について
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
(コメント回答)

2 0 2 3 年 6 月 8 日
九 州 電 力 株 式 会 社

No.	年月日	指摘事項の内容	回答
1	2023年 2月7日	高燃焼度燃料の使用により影響が及ぶ条文について幅広く抽出すること。抽出にあたっては、燃料集合体に直接要求のある条文及び燃料集合体の変更に関連する条文について、関連性も含めて考え方を整理すること。	次回以降 回答予定
2	2023年 4月18日	本申請で変更する項目について、本文だけでなく、添付書類を含めて整理し、高燃焼度燃料の使用に関連するものであることを説明すること。	次回以降 回答予定
3	2023年 4月18日	適用条文の選定・類型化フローについて、客観的な選定となるよう判定基準を検討すること。	次回以降 回答予定
4	2023年 4月18日	条文整理表の第4条1項について、燃料集合体の形状維持の説明の追記を検討すること。	次回以降 回答予定
5	2023年 4月18日	条文整理表の第12条2項について、燃料集合体の安全重要度分類の考え方にに基づき、12条の解釈に即した説明となるよう検討すること。	次回以降 回答予定
6	2023年 4月18日	条文整理表の16条のキャスク関連について、4号炉の高燃焼度燃料をキャスクで取り合いの有無を含めた説明となるよう検討すること。	次回以降 回答予定
7	2023年 4月18日	添付書類五において、保安に関する組織のうち資材調達部門及び原子燃料部門について、「品質保証活動」には記載があるが、「設計及び工事の業務」には記載がない。この差を説明すること。	資料 2-2